

学校司書法制化についての見解

日本図書館協会学校図書館部会

学校図書館は、まず図書館であるという基盤の上に、学校図書館独自の学校教育への寄与の役割を果たします。学校図書館が図書館であるためには、学校図書館職員の存在は不可欠です。また学校教育への寄与には、学校の授業及びさまざまな教育活動で活用される、児童生徒ひとりひとりの読書活動を支える役割とともに、生涯にわたって「図書館を使う力」を身につけること、図書館そのものを教えることも含まれます。これは学習指導要領の「生きる力」にもつながるものです。

学校司書は、学校図書館法に記載されていないにもかかわらず、戦後の学校図書館発足時から存在していました。その当時から十分な身分保障がない状況で、学校司書は学校図書館の仕事全般を担って今日にいたっています。近年、全国各地の保護者や住民による働きかけと自治体の努力によって、全国小中高校のほぼ半数（48.5% 文科省平成 22 年度学校図書館の現状に関する調査）の学校に学校司書が配置されるようになりました。

学習指導要領においても言語活動の充実、探究的な学習など、学校図書館が教育に果たす役割がますます大きくなっています。学校図書館がまずは図書館として機能し、児童生徒の学びや読書活動における役割を果たすために、専門・専任・正規職員の学校司書が全校に配置される法制化が必要です。

望ましい法制化の条件

(1) 専門職員であること

学校図書館が日常的に図書館として機能するには、図書館資料の収集や提供、分類や配列、蔵書の廃棄等も欠かせません。読書案内や調べ物の相談にのるレファレンスには、児童生徒向けの資料や情報について知っていきなくてはなりません。さらに先生に対するサポートも重要です。日常の資料面での支援とともに、授業や教育活動の中で学校図書館を活用する際の方法についても知っている必要があります。図書館の専門性に加えて、教育課程や教育方法を把握し理解することで、先生とともに授業をつくることができます。学校図書館運営の主たる職員として学校図書館の専門性を備えた職員が必要です。

(2) 学校図書館専任の職員であること

学校図書館が日常的に開館し、貸出返却を行うだけでなく、読書や調べ物の相談にのるなど図書館として機能する、さらに授業との連携を図りさまざまな教育活動に寄与できる学校図書館をつくるには、1校1名の学校図書館専任の職員が必要です。

(3) 正規職員であること

子どもたちひとりひとりの読書や学びに対して日常的に機能する学校図書館をつくるには、中長期的な見通しを持ったとりくみが必要です。また学校の教職員の一員として子どもたちの成長に責任を持つ職員である必要もあります。正規職員でなければそうした活動はできません。

専門・専任・正規の学校司書が全校に配置されることは、子どもたちにとっても、教職員にとっても、また学校教育そのものにも、大きな意義があります。以上の条件を満たした学校司書の法制化が必要です。